

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類、の見直し	「措置」の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置」の分類、の見直し	「措置」の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容		
0820120	小学校に併設する施設を活用した学童保育所の開設の促進	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条 学校教育法第85条 地方自治法第238条の4	国庫補助を受けて整備した学校施設について、学校教育上支障のない範囲で一時的に他の目的に使用することは可能です。	D-1		国庫補助を受けて整備した学校施設について、日中は本来の目的である学校施設の一部として利用し、放課後等に学校の設置者たる地方公共団体の判断により、学校教育上支障のない範囲で一時的に学童保育事業に利用することは可能です。必要に応じて、ご相談下さい。		提案の内容は、学校に併設された地域交流センターをその機能失うことなく(放課後対策として学童保育所を開設したい)ということであり、これについても実現できると解してよいのか。	D-1	国庫補助を受けて整備した学校施設に、本来の目的と異なる施設である学童保育所を設置する際には、補助金の適正な執行の観点から財産処分の手続きをとっていただくことが必要ですが、日中は本来の目的である学校施設の一部として利用し、放課後等に学校の設置者たる地方公共団体の判断により、学校教育上支障のない範囲で学童保育事業に利用することは可能です。必要に応じて、ご相談下さい。							1229	12292010	福島県二本松市	子育て支援地域再生計画	安達太良小学校の改築については、文部科学省の補助を受け、平成15、16年度の継続事業として、現在整備を進めているが、地域住民との交流を図る目的から「地域交流センター」を併設し、収容し、同じく学校施設として、本年11月の竣工を目指している。 本市においても、少子高齢化の進行は顕著で、とりわけ市の重点施策として、子育て支援策である学童保育の開設を進めており、本校学区の開設がなされれば、市内各小学校区での開設が可能となるが、当該地区には、適当な施設が無く、財政的な要因もあって、新たな施設(学童保育所)整備については困難な状況にある。 そこで、文部科学省サイトの施設であるこの「地域交流センター」を活用して、厚生労働省の事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の推進を図るものとする。 これが開設されても、日中の使用が主であり、本来の目的たる「地域交流センター」の機能を失うものではなく、本校児童の放課後対策として、通学時の交通の安全性からも、学校と併設の施設を使用することは、極めて有効であると考えている。		
0820130	文部科学省「子どもの居場所づくり」事業の計画認定手続きの変更	特になし	特になし	D-1		今回の提案の趣旨は、「地域子ども教室推進事業」を実施していない市町村でも、NPOが本事業へ参加できるように支援を求めると伺いました。本事業は、地域住民の方々によって事業が実施されるよう各都道府県レベルに地域の様々な方々の参加による運営協議会を設置していただき、当該協議会が各県域内における事業計画を策定し、文部科学省へ申請する仕組みとなっています。 このため、現在の仕組みでも、市町村が絡まなくてもNPO法人が中心となって実行委員会を立ち上げて本事業を実施することは可能ですので、事業の実施方法等の詳細についてはご相談ください。												1176	11761020	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	文部科学省「子どもの居場所づくり」事業推進プロジェクト	・事業の申請と認可の手順を特区に限り現行と逆にする。 内閣府認証NPO法人の企画と運営に対する認証「居場所づくり」に取り組み自治体を公募 希望の自治体と連携し、市町村の認可 都道府県の認可	
0820140	文部科学省「子どもの居場所づくり」事業の推進	特になし	特になし	D-1		今回の提案の趣旨は、「地域子ども教室推進事業」を実施していない市町村でも、NPOが本事業へ参加できるように支援を求めると伺いました。本事業は、地域住民の方々によって事業が実施されるよう各都道府県レベルに地域の様々な方々の参加による運営協議会を設置していただき、当該協議会が各県域内における事業計画を策定し、文部科学省へ申請する仕組みとなっています。 このため、現在の仕組みでも、市町村が絡まなくてもNPO法人が中心となって実行委員会を立ち上げて本事業を実施することは可能ですので、事業の実施方法等の詳細についてはご相談ください。												1176	11762010	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	文部科学省「子どもの居場所づくり」事業推進プロジェクト	・文部科学省「子どもの居場所づくり」事業を推進するにあたり、内閣府認証NPO法人に運営を委託することを可能とする。 ・本事業の運営は、地域または中央省庁の教育担当担当者、有識者、保護者、地域の産業界関係者、地域の市民団体、内閣府認証NPO法人役員等で構成する推進委員会を設置し、その機関に基づいて行うものとする。 ・事業の成果は、推進委員会の報告をもとに関係する府庁または自治体の評価を得るものとし、その成果の責任は運営を受託したNPO法人が負うものとする。	
0820150	国、地方公共団体、企業が一丸となった「子育て支援」の環境整備。	学校教育法、幼稚園設置基準	幼稚園は幼稚園設置基準に基づいて設置され、義務教育施設設置基準に基づいて設置される。	D-1		幼稚園と保育所は、その目的・役割を異にする制度であり、幼稚園と保育所の現在の設置基準は、こうした制度的差異を踏まえたものとなっています。このため、幼稚園と保育所の設置基準を統一することは困難ですが、それぞれの設置基準は、個性基準であり、地域の事情等に応じて、自治体等がそれぞれを上回る基準を策定することは現行制度上可能です。なお、現在、就学前の教育・保育を一体として捉えた新しい総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、検討を進めています。		提案の内容は、「幼稚園と保育所は、その目的・役割を異にする制度であり、幼稚園と保育所の現在の設置基準は、こうした制度的差異を踏まえたものとなっています。このため、幼稚園と保育所の設置基準を統一することは困難ですが、それぞれの設置基準は、個性基準であり、地域の事情等に応じて、自治体等がそれぞれを上回る基準を策定することは現行制度上可能です。なお、現在、就学前の教育・保育を一体として捉えた新しい総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、検討を進めています。」とあるが、具体的な内容を明示されたい。	D-1	幼稚園と保育所は、その目的・役割を異にする制度であり、幼稚園と保育所の現在の設置基準は、こうした制度的差異を踏まえたものとなっています。このため、幼稚園と保育所の設置基準を統一することは困難ですが、それぞれの設置基準は、個性基準であり、地域の事情等に応じて、自治体等がそれぞれを上回る基準を策定することは現行制度上可能です。なお、現在、就学前の教育・保育を一体として捉えた新しい総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、検討を進めています。」とあるが、具体的な内容を明示されたい。									1244	12441010	個人	次世代育成意識 幼保一元化構想	幼保一元化施設の設置を踏まえ、柔軟的な教育・保育サービスを提供するため、民間のサービスを最大限に生かす保育環境を全国展開されたい。
0820160	科学技術基本計画等の実現に向けては、文部科学省では「科学技術・理科大好きプラン」を平成14年度に創設し、現在、地域における特色ある科学技術啓発活動に対する支援などを積極的に実施しているところです。これら国等の実施する公募型等の支援事業を活用し、自治体の施策と適切に組み合わせること、地域において特色ある多様な取組の実施が可能であり、科学技術・理科大好きプラン」については基礎政策を意図しているため、必要に応じて御相談ください。	特になし	特になし	D-1		科学技術基本計画等の実現に向けては、文部科学省では「科学技術・理科大好きプラン」を平成14年度に創設し、現在、地域における特色ある科学技術啓発活動に対する支援などを積極的に実施しているところです。これら国等の実施する公募型等の支援事業を活用し、自治体の施策と適切に組み合わせること、地域において特色ある多様な取組の実施が可能であり、科学技術・理科大好きプラン」については基礎政策を意図しているため、必要に応じて御相談ください。											1629	16292010	茨城県	つくばスミニアンププロジェクト	・科学技術基本計画及び総合科学技術会議における平成17年度科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針に示されている、「科学技術を進じた心の豊かさの実現」のためのプロジェクトチームを構成し、筑波研究学園都市における具体的なプロジェクトの実現を支援すること。		
0820170	サイエンスツアーの推進	該当する法令告示、通達等はありません。	茨城県、つくば市、土浦、つくばコンベンションビューロー、つくば科学方博記念財団、首都圏新都市鉄道株式会社、筑波研究学園都市交流協議会等関連機関等が連携し、つくばサイエンスツアー推進事業の検討を開始したところであり、文部科学省としては、研究交流センターを中心として積極的に対応していく予定です。	D-1		貴省回答では、「研究交流センターを中心として積極的に対応していく予定です。」とあるが、これにより、提案の内容が実現されるように研究交流センターとしてもできる限り協力してまいります。											1629	16292020	茨城県	つくばスミニアンププロジェクト	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各府庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心役割を果たすこと。		
0820180	防災・危機管理に関する権限移譲	原子力災害対策特別措置法第17条及び第20条	原子力災害は、五感に感じることなく被害を受ける可能性があることから、適切な対応を行うために、専門的な知識や特別の装備が求められること、国が中心となり、関係者が一体となり、原子力災害対策を行うことを原子力災害対策特別措置法に定めている。	C		原子力災害は、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、適切な対応を行うためには専門的な知識や特別な装備が求められること、国が果たすべき役割と責任については、自然災害と比較して大きいので、原子力安全委員会の助言を受けて、国が一歩前を出て、地方自治体と連携を取りながら原子力災害対策を行うことが望ましいと考えられます。											1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経管者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はしめ所業の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること		
0820190	実大三次元震動破壊実験施設の利用促進	特になし	実大三次元震動破壊実験施設を誘致した兵庫県としては、防災上の向上、産業育成に資するため、積極的にこの実験施設の利用を検討します。	B-2		実大三次元震動破壊実験施設の利用促進に関する調査研究の提案、研究成果の活用、及び民間利活用に係る支援策等を検討するところであるが、提案にある中小住宅建設事業者による共同実験も実施可能となる方向で検討するものと解してよいのか。また、その具体的スケジュールを明確にされたい。		貴省回答では、実大三次元震動破壊実験施設の利用促進に関する調査研究の提案、研究成果の活用、及び民間利活用に係る支援策等を検討するところであるが、提案にある中小住宅建設事業者による共同実験も実施可能となる方向で検討するものと解してよいのか。また、その具体的スケジュールを明確にされたい。	B-2	実大三次元震動破壊実験施設は、航空・電子等技術審議会管轄「地震防災研究基礎の効果的な整備のあり方」について、(平成18年9月)に基づき整備されており、同答申ではまたその組織・運営のあり方として、「産学官及び海外にも広く開かれた共同利用施設として運営されること」としてあります。現在、この審議会に基づき、文部科学省及び独立行政法人防災科学技術研究所において、民間の建設事業者等も利用することを前提として、利用料金や利用手続きその他の運営形態に関する検討を行っているところであり、平成17年の共用開始時までは、その具体的な内容を決定する予定です。							1613	16132010	兵庫県	耐震住宅産業育成構想	(独)防災科学技術研究所が管理運営する「実大三次元震動破壊実験施設」の中小住宅建設事業者による共同実験等への利活用を促進する。		

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置分類	措置内容	措置の概要(対応策)	各府県からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類、見直し	「措置」の内容、見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	各府県からの再検討要請に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置」の分類、見直し	「措置」の内容、見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
0820200	インキュベーション施設(起業家育成施設)における定学連携の強化		従前より、学術情報ネットワーク(SINET)においては、加入規程第2条第4項において、本件のような大学等と共同研究等を行う機関の加入を認めていることである。加入に必要な手続き等も、他の機関と同様に行える。なお、経費負担については、他の接続機関と同様に、接続機関(リード)から加入機関までの回線や加入機関の機器などについては加入機関側の負担となる。	D-1		本件については、大学等との共同研究を目的としているため、国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程第2条第4項に該当する機関と判断されるものであり、現行においても加入が可能である。本件については、国立情報学研究所とよく相談下さい。	提案の内容は実現可能と解してよいか、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		D-1	ご提案のあった「入居対象者として大学の研究者・学生等を想定した、大学連携型インキュベーション施設」において、国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程第2条第4項に該当する機関と判断されるものであり、現行においても加入が可能である。本件については、国立情報学研究所とよくご相談下さい。		右の提案主体からの再意見を踏まえ回答された。		D-1	1 国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程第2条第4号に該当する機関の範囲(具体的基準)について、特に次の点を踏まつつ、できる限り明確化していただきたい 1 大学・研究機関が持つ知的資産や地域企業が持つ技術力を活用して、新事業の創出・育成を目的とする賃貸型のインキュベーション施設(起業家育成施設)は当該条項に該当する機関とらえてよいか。 2 立地場所が大学外のインキュベーション施設は当該条項に該当する機関とらえてよいか。 3 入居対象者として、研究成果のビジネス化を目指す大学の研究者・学生及び大学との連携や研究成果の活用により新たな事業展開を図ろうとする個人・企業を想定しているインキュベーション施設は当該条項に該当する機関とらえてよいか。 4 施設における活動内容として、ビジネス化を目的とした研究開発、試作品等の製作、試験・検査、事業の企画や立案や起業のための準備活動及び販売のための営業活動等を想定しているインキュベーション施設は当該条項に該当する機関とらえてよいか。 5 その他、当該条項に該当するか否かの具体的な基準 国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程第7条第2号の「営利を目的とした利用」の具体的な内容について、できる限り明確化していただきたい。 「営利を目的とした利用」とは、一般企業のように製品の販売等の営業活動を目的としてインターネットを利用する場合は含まれない。研究成果のビジネス化の過程で利用、からは原則に起業される一般企業と同等な場合、他の関係事業者の利用を検討した(ここになる)場合、「営利を目的とした利用」に当たらないと解釈してよいか。	1325	13252010	愛知県	あいち・なごみ・プロジェクト研究開発特区構想	国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク(SINET)は、加入者の資格として、大学等の研究機関に限ってあり、インキュベーション施設において当ネットワークに接続することがないため、少なくとも、大学の研究成果の活用を目的とした大学連携型のインキュベーション施設においては、この接続を可能とする。	
0820210	スポーツ公園構想の採用および国有地後の継続使用の認可		特になし	D-1		総合型地域スポーツクラブは公園の整備を行うものではありませんが、クラブの育成については、広域スポーツセンターや地方公共団体、都府県協会にご相談下さい。なお、公園整備に関しては、文部科学省の所管外になりますので、関係府庁や地方公共団体にご相談いただければと思います。										1511	15112010	NPO法人SGSスポーツ協会	市民スポーツ公園整備による地域再生プロジェクト	東海市都市計画課の緑豊かな野川沿いに東宮外郎運送部市計画用地として市が買い取り生活再建救済制度を適用して取得した約1,000㎡の土地に総合型地域スポーツ公園の機能を備えた市民スポーツ公園を民間資金で整備し、地域住民の健康増進、地域コミュニティの形成による地域再生を促進する事業を実施している。(様式1、10項および添付資料参照) しかしこの事業を実施するには以下の二つの大きなネックがある。 1 運送部の用地が都市計画で指定された用途(商業)のみで、大規模地下利用方式となるのが最終決定されていないこと。 2 上記用地は生活再建救済制度を適用して取得されたもので、何年かの経過が過ぎると都市計画で指定された用途(商業)のみで、大規模地下利用方式となるのが最終決定されていないこと。 とってきめて貴重なこの用地の有効利用の計画を顕市単独で立てることが困難なこと 商業的な用途、官公庁の用地は建設工事開始時点まで指定用途に開かれるが、最近とみに可能性が高くなる大規模方式の場合、ある程度長期的な後地の利用を認めるのが効率的である。しかし将来的な商業化を考えると、関係府庁との協議の機軸が合わないが、市単独では計画・判断が困難である。 現状のままでは当NPOの上記地域再生としてスポーツ公園整備事業として判断できる期間にわたり空き地をそのまま放置され、治安・防災上の問題のほか、その間の管理、清掃・草刈り等の作業に貴重な資金が費やされる問題が存在する。 以上に鑑み、「国土交通省」財務省などが組織の壁を越えて顕市をバックアップし、特に大規模方式を見越した当該地の有効な利用方法としてスポーツ公園機能の活用および国有地後の継続使用の認可、を提案する次第である。	
0820220	未来の地域づくりを担う青少年育成のための活動期間の弾力化		特になし	B-2		青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図ることを目的として、原則として連続した期間の青少年長期自然体験活動推進事業を行っている。ただし、不登校児童生徒や障害がある青少年を対応する必要がある青少年を対象とする場合などは、期間を数回に分けて適度で14日間程度として行うこともできる取組となっている。	今後の貴省の検討により、提案の内容は実現可能と解してよいか、また、その具体的なスケジュールを明確にされた。		B-2	平成17年度より、提案の趣旨が実現可能となるよう、検討したいと思います。						1630	16302020	茨城県	地域コミュニティ再生プロジェクト	未来の地域づくりを担う(まい)青少年の育成を地域の実情に応じて実施する。	
0820230	自然公園法及び文化財保護法第80条の一元化・簡素化		文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡・名勝・天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	D-1		文化財保護法による史跡名勝天然記念物は、我が国にとって歴史又は学術上価値の高いものであり、それらを適切に保存し活用を図るものであり、自然公園法による国立公園は、優れた自然の風景地を国が共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、それぞれ趣旨が異なるため、手続を一元化することは困難です。ただし、必要な項目が記載されれば申請書類の様式については特例の定めは設けておりません。	提案の内容は「許可行為」の審査項目と同様の視点が見受けられることから、手続等を一元化・簡素化が図れないかというものであり、様式の統一・共通化など手続等の簡素化は最低限必要と考えられる、これについて再度検討し回答された。	D-1	文化財保護法に基づく現状変更の申請書類について特に様式を定めたいと考えているが、現状では自然公園法に用いた書類の一部を活用することにより、事務の簡素化が図れると考えます。							1096	10962010	栃木県日光市	観光資源有効活用プロジェクト	日光市は日光国立公園の中心に位置し、また世界遺産にも登録された「日光の社寺」を有することから、特別地域等や史跡・名勝の指定があり、自然公園法及び文化財保護法の双方からの縛りを受ける現状がある。当市としては、足利銀行一時置留化による地域経済が低迷している今般において、自然景観や文化景観を最大限に有効活用して、この地域経済の再生を図りたいと考えている。当市では、自然公園法、史跡・名勝の指定があり、各施策の実施を検討している。自然公園法と文化財保護法は立法主旨は異なるものの、許可行為の審査項目など同様な視点が見受けられることもあり、法に対する信頼感、観光客・公民利用客への適切なサービスの向上・改善を図り、より良い国立公園・名勝・史跡を実現するため、環境省、文化庁の連携により手続等の一元化・簡素化が図れるよう要望する。	
0820240	特別史跡(姫路城跡)に係る現状変更等の権限移譲のための条件の明確化		文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡・名勝・天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。また、施行令第5条第4項第1号により、「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申し出ると、現状変更の態様、精度その他の状況を勘案し、文化庁長官が指定する区域における現状変更については、当該都道府県又は市が行うこととされている。	B-1		今回の御指撥を受け、施行令第5条第4項第1号の「管理のための計画」策定のための留意事項について、通知を发出し、周知を図ることとする。また、施行令第5条第4項第1号により、「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申し出ると、現状変更の態様、精度その他の状況を勘案し、文化庁長官が指定する区域における現状変更については、当該都道府県又は市が行うこととされている。	貴省の措置により、史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の権限移譲のための条件の明確化が図れないかというものであり、様式の統一・共通化など手続等の簡素化は最低限必要と考えられる、これについて再度検討し回答された。	B-1	今回発出する通知は、現状変更の権限移譲に際して策定することが求められる「管理のための計画」の策定にあたっての留意事項を示すものですので、本通知により条件が明確化されることと考えます。通知は、平成16年内を目途に発出する予定です。							1128	11282010	姫路市	姫路城周辺いきわい創出構想	本市では、特別史跡姫路城跡内にゾーンを設定し、ゾーン毎に具体的な活用基準を設定することにより、当該地区の世界文化遺産として適正な管理を担保しつつ、積極的な活用を図り、地域の活性化を図りたいと考えている。 特別史跡に係る権限移譲に関しては、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定する史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めた市の教育委員会からの申請を受けて、文化庁長官が指定する区域における現状変更等の許可は、当該市の教育委員会に権限移譲することとされている。 この区域の指定には「現状変更等の態様、精度その他」の状況を勘案して文化庁長官が指定、とされているところであるが、当該基準が不明確であるため、その明確化、具体化を願いたい。 また、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第6条に規定する「管理のための計画」にも「管理に関する基本方針」(現状変更等の許可の基準、等)を記載することとなっているが、具体的にどのような内容のものとするべきかが、その基準の具体化を願いたい。	
0820250	特別史跡(姫路城跡)に係る現状変更許可申請手続きの迅速化		文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡・名勝・天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。また、同法103条の規定により、この法律による文化庁長官に提出すべき書類等は、都道府県の教育委員会を經由することとされている。	B-1		文化財保護法では、書類等について都道府県の教育委員会を經由することとしています。これは、都道府県の教育委員会と文化庁が連絡を密接にするとともに、都道府県教育委員会は常に文化庁の方針を知り、文化庁は都道府県教育委員会の意見や申請等により文化財に関する実状を明確に把握することで、両者が、文化財保護法の運用を円滑に行うことができると考えておりますので、書類等の経由について都道府県教育委員会を經由することは必要です。また、同法103条の規定により、この法律による文化庁長官に提出すべき書類等は、都道府県の教育委員会を經由することとされている。	具体的にどのような形で事務の迅速化を図るよう通知するか、その具体的なスケジュールを明確にされた。	B-1	現状変更の申請書類について、都道府県教育委員会が意見を具して進捗するまでの処理期間を短縮し、事務処理の迅速化を図りたいと考えている。都道府県教育委員会に対して、発出する予定です。当該通知は、平成16年内を目途に発出する予定です。また、文化庁においては、都道府県教育委員会と連携した形で現状変更の事務処理の迅速化に努めることとします。							1128	11282020	姫路市	姫路城周辺いきわい創出構想	特別史跡地内の現状変更は、市教委文化財担当が協議を行い、現状変更の程度により、市教委を經由した上で文化庁に対し許可申請を行っているが、市教委に対しては、事後報告で足りることとされたい。	
0820260	かやぶ民家保存のための支援措置		文化庁では、市町村が都市計画又は条例で定める伝統的建造物群保存地区において、市町村の申請に基づいてその全部又は一部を重要伝統的建造物群保存地区に指定し、現状変更が規制されている同地区内において市町村が譲る保存整備に対し補助を行います。	C		国は、市町村が都市計画又は条例で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」といふ)について、市町村の申請に基づいて、その全部又は一部を重要伝統的建造物群保存地区(以下「重要伝統的建造物群保存地区」といふ)に指定し、現状変更が規制されている重要伝統的建造物群保存地区内において市町村が譲る保存整備に対して補助を行います。この重要伝統的建造物群保存地区は、全国的見地から我が国にとってその価値が高いものから選定されるもので、その中で国において選定を行うことが必要です。										1239	12392010	京都府美山町	日本一の田舎づくり構想	国の重要伝統的建造物群保存地区を有し、地区外の同様の伝統的建造物と一体的な保存を進める市町村において、特に価値の高いものの一定の制限を課し国の支援を受ける選定の権限をその市町村に与える。	

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	各府県からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容	
0820270	入野松原の大方町における一括管理、それに伴う限、財源の移譲	文化財保護法第80条	文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	D-1		各々の法律の許可に際しては、各々の趣旨に沿って判断を行う必要があり、手続を一元化することはできませんが、申請書類については、必要な項目が記載されていれば申請書類の様式については特種の定めは設けておりませんので、他法令に基づき提出書類に、必要な書類を加えてご提出いただくことも可能です。なお、史跡名勝天然記念物の指定地内においては、文化財保護法における現状変更の規制がかかっています。ただし、地方公共団体の判断にゆだねた方が効率的・効果的な執行が図られるものについては地方公共団体への権限の移譲を行っており、内容については、平成12年3月10日付け府保第14号「文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について、で通知していることですので、ご参照下さい。また、「史跡名勝天然記念物保存法」は、現在、他の法律と共に「文化財保護法」に統合されていますので、木竹の伐採行為を行った際に、同等の植樹を行う必要はありません。	右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。	各種手続きを不要とする、つまりその権限そのものを町への移譲を求めているのであり、提案の内容に添った回答とならないと思われ、再度検討されたい。	D-1		松原における木竹の伐採のような名勝の構成要素に影響する重大な現状変更行為については、その許可に際して、指定行為を行った国が責任を持って判断する必要がありますので、権限移譲することは困難です。		「松原における木竹の伐採のような名勝の構成要素に影響する重大な現状変更行為とは、どのような行為を指すのか、また、どの程度の行為が利益を損なうのか、明らかにされたい。	C		入野松原は、史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、平成7年3月6日一部改正文部省告示第24号)において、名勝の部3(花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所)及び8(砂丘、砂嘴、海浜、島嶼)に該当し、名勝に指定されているものです。入野松原において言えば、松の伐採、海岸の地形変更(例えば、海浜の砂を大量に掘削して持ち出す行為や海浜を埋め立てる行為)等が、名勝の価値に影響を与える行為です。現状変更については、通常考えられる維持管理行為又は法第80条に基づき維持の措置、非常災害のために必要な措置等以外は、許可を要します。通常考えられる維持管理行為とは、名勝として良好な状態を保つための、軽微な枝打ち・下草刈り・施肥等の行為です。国民共通の財産の国指定文化財である名勝の価値を減じる行為は、現状変更の可否が国が責任を持って判断する必要があります。	1553	15531010	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては、 ・保安林指定(防風・灌漑防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史跡名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・クリエーションの森 ・土佐西岡大規模公園(都市公園)に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管府庁に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができればならず、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	
0820270	入野松原の大方町における一括管理、それに伴う限、財源の移譲	文化財保護法第80条	文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	D-1		各々の法律の許可に際しては、各々の趣旨に沿って判断を行う必要があり、手続を一元化することはできませんが、申請書類については、必要な項目が記載されていれば申請書類の様式については特種の定めは設けておりませんので、他法令に基づき提出書類に、必要な書類を加えてご提出いただくことも可能です。なお、史跡名勝天然記念物の指定地内においては、文化財保護法における現状変更の規制がかかっています。ただし、地方公共団体の判断にゆだねた方が効率的・効果的な執行が図られるものについては地方公共団体への権限の移譲を行っており、内容については、平成12年3月10日付け府保第14号「文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について、で通知していることですので、ご参照下さい。また、「史跡名勝天然記念物保存法」は、現在、他の法律と共に「文化財保護法」に統合されていますので、木竹の伐採行為を行った際に、同等の植樹を行う必要はありません。										1553	15532010	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては、 ・保安林指定(防風・灌漑防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史跡名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・クリエーションの森 ・土佐西岡大規模公園(都市公園)に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管府庁に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができればならず、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。		
0820280	遊休地(民間)利用促進官民一体経営住宅整備構想	文化財保護法第58条	文化財保護法第58条の2第5項に基づき、土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に関する経費について補助を行っています。具体的には、地方公共団体及び文化庁長官が調査に当たることが認められた法人が行う発掘調査、遺跡発掘事前総合調査、遺跡詳細分布調査、重要遺跡確認緊急調査に対し補助を行っています。	E		当庁の行う埋蔵文化財の調査に関する補助事業には、前保期間が設けられていません。今後とも、その運用については適切に努めてまいります。											1618	16182010	株式会社 アサヒ建設コンサルタント	遊休地(民間)利用促進官民一体経営住宅整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査(保護)にかかる経費が多額であり、その補助全申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用(公営住宅の建設)ができた。また、補助金の償還期間を1年とする事で速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化・入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。	
0820290	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一推進に向けた整備	文部科学省設置法第4条、文部科学省組織令第39条	提案概要に挙げられた業務は各府県によって執行されています。	D-1		在日外国人に係る諸問題に関して、現行の体制での対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、他省庁とも密に連絡をとりあうことで適切な対応を行ってまいりたい。											1326	13262010	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。	
0820300	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一推進に向けた整備	文部科学省設置法第4条、文部科学省組織令第39条	提案概要に挙げられた業務は各府県によって執行されています。	D-1		在日外国人に係る諸問題に関して、現行の体制での対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、他省庁とも密に連絡をとりあうことで適切な対応を行ってまいりたい。											1326	13262020	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	多文化共生の施策推進に関する統一の方針・施策が存在しない	
0820310	地域住民への観光教育の活性化	特になし	プログラム別表1(10803)「文化芸術による創造のまち支援事業」、プログラム別表1(10804)「生涯学習まちづくりモデル支援事業」は、地域再生計画に位置づけられることを希望する地方公共団体が、その支援措置として同事業の活用を申請することもできるとされている。また、「生涯学習まちづくりモデル支援事業」については、平成16年度限りで終了する事業となっています。	D-3	—	プログラム別表1(10803)「文化芸術による創造のまち支援事業」、プログラム別表1(10804)「生涯学習まちづくりモデル支援事業」は、地域再生計画に位置づけられることを希望する地方公共団体が、その支援措置として同事業の活用を申請することもできるとされている。また、「生涯学習まちづくりモデル支援事業」については、平成16年度限りで終了する事業となっています。	提案の内容は、地域再生プログラム別表1(10803)と併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。	D-3		「地方自治体を国が積極的に援助すべき」という観点から、これらの施策を全国展開すべきであるという提案の内容は、別表1(10803)により実現可能であると考えます。なお、プログラム別表1(10803)「文化芸術による創造のまち支援事業」、(10804)「生涯学習まちづくりモデル支援事業」については、その実施を盛り込んだ活動が展開され、まちづくりの取組に資する等の成果について適切に評価するため、実施主体において活動の成果や課題等を明らかにした報告書等を作成し、ホームページを通じた情報提供や、各種会議等を通じて、その成果を広く全国に普及していくこととしています。								1594	15942010	株式会社 東京リーガルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想	観光の楽しみや満足度を決定づける重要要素として、旅先で出会う人々のコミュニケーション・ふれあいがある。外国人旅行者にとって日本の各地域を魅力的にするためには、各地域の一般の人々のコミュニケーション能力の向上が不可欠である。2002年に日本を訪れた外国人旅行者の65%はアジア、特に韓国・台湾・中国・香港からの旅行者であり、今後いそがしい増加傾向が予想されていることから、これらの国々の文化理解・外国語学習の機会を各地域の一般住民がいつでも持てるように支援する必要がある。これは各地域住民の生涯学習のニーズにも応えることにもなる。
0820320	外国人旅行者に「わかりやすい」観光地整備	「歴史の道整備活用推進事業」において設置する案内標識等の様式について、特に制限は設けておりません。	「歴史の道整備活用推進事業」において設置する案内標識等の様式について、特に制限は設けておりません。	D-3		案内標識については、それぞれの地域の特性に応じたものをそれぞれの地域で整備していただくことが最も効果的であると考えられ、文化庁で行っています。歴史の道整備事業については、従来より案内標識等の様式について、特に制限を設けておらず、各事業者の判断により、地域の景観、規則、設置目的等を考慮し定めることが可能です。なお、平成16年2月27日に決定された「地域再生推進のためのプログラムの全副標識として(標準的な案内標識等208004案内標識等サイン類の様式統一)」として対応しています。	文部科学省の説明に納得する。									1594	15942020	株式会社 東京リーガルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想	日本語表記だけの案内表示では分かりにくい。中国語、朝鮮語等も表記した表示を整備して、「わかりやすい」観光地を実現する必要がある。また、携帯電話のGPS機能やICタグを活用したナビゲーションシステム、観光案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすい」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、「わかりやすい」観光地を提供したり、新たな観光ビジネスを創造したりするのみならず、アジアの人々の多くは日本に対して「近代的なイメージ」を抱いていたため、新たな観光資源として、集客力を高めることも考えられる。		
0820330	国立研究機関等敷地の開放	独立行政法人通則法第48条等	各機関の判断において、適切に開放して使用することや憩いの場として開放することは可能である。	D-1		独立行政法人等では、原則として、各機関所有の財産の運用や処分等は各機関の判断に委ねることから、安全上の問題にも考慮しつつ、各機関の判断において、各機関本来の業務に差し支えない範囲において、構内道路の通り抜け通路として使用すること及び構内緑地を憩いの場・遊歩道として開放することは可能です。適宜、各機関にご相談ください。										1629	16292040	茨城県	つくばミシンアッププロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け通路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を、憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。		